

# 土木工事成績評定における「ばらつきの考え方」の運用について

(令和元年 7月1日)

(令和元年9月30日)

## 1. 「品質」

「監督員」及び「検査員」評定項目中の「品質」について、「ばらつき」による評価を行う場合は次の①及び②を満たしていること。

- ① 長崎県建設工事施工管理基準（佐世保市読替版）に定めてある「試験基準」により実施した各試験項目の測定数が10点以上のとき。
- ② 受注者により、設計値との差を打点し、規格値の限界線、規格値の50%及び80%の境界線を記入した品質管理図が作成されているとき。

## 2. 「出来形」

「監督員」及び「検査員」評定項目中の「出来形」について、「ばらつき」による評価を行う場合は下記の①、②、③の何れかと④を満たしていること。

- ① 契約図面で示した測点数（NO、±表示、BC、EC等、監督員が承諾した任意の測点等）の合計が10点以上のとき。  
（各測点に右側、中心、左側など複数の基準高等がある場合は、同一箇所（例：中心）の合計が10点以上）
- ② 受注者が作成して監督員が承諾した施工計画図等の測点数（NO、±表示、BC、EC等）の合計が10点以上のとき。
- ③ 長崎県建設工事施工管理基準（佐世保市読替版）に定めてある「測定基準」により実施した各測定項目の測定数が10点以上のとき。
- ④ 受注者により、設計値との差を打点し、規格値の限界線、規格値の50%及び80%の境界線を記入した品質・出来形管理図が作成されているとき。

## ※注意事項

○【別紙—4】 1. 出来形及び品質のばらつきの考え方を参照してください。

○出来形管理の測点数または品質管理の測定数の合計が10点未満の場合であっても、出来形または品質管理で規格値の50%または80%の範囲内にあり、評価に値すると監督員が判断できる場合は、監督員評定の考査項目「2施工状況」「I. 施工管理」のなかで評価してください。

評価方法：「⑫その他」により評価してください。【別紙1】参照

記入例⑫その他（a：出来形管理が優れている b：品質管理が優れている  
c：出来形管理及び品質管理が優れている）a,b,cの何れか  
理由：管理が優れていることを資料等により確認した

○「ばらつき」による評価は行いませんが、測点数等が10点未満でも受注者が管理図表を作成することを拒むものではありません。

# 長崎県建設工事施工管理基準（佐世保市読替版）

## 〔2〕品質管理

### 2-2 管理

① 管理計画に基づき作業標準を定め、試験又は測定を行い直ちに試験成績表、品質管理図表を作成する。異常がある場合にはその原因の追及と対策を講じる。

②品質管理図表は、以下の内容を記入する。

a 規格値を記入する。

b 測点、設計値、実測値、差の一覧表を作成して、それぞれの値を記入する。

c 設計値との差を打点するとともに、規格値を限界線として記入する。

なお、c については測定数の少ないもの（10点未満）については作成しなくてもよい。

## 〔3〕出来形管理

### 3 管理図表作成要領

#### 3-2 設計図利用出来形管理図

① 設計図を利用（縮小、転記を含む）して実測値及び差を朱書きで記入する。

② それぞれの測定項目に対する規格値を記入する。

#### 3-3 出来形管理図表（工程能力図を含む）

① 標準断面図を記入する。

② 規格値を記入する。

③ 測点、設計値、実測値、差の一覧表を作成して、それぞれの値を記入する。

④ 工程能力図に設計値との差を打点するとともに、規格値を限界線として記入する。

④については測定数の少ないもの（10点未満）については作成しなくてもよい。